

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月24日
【計算期間】	第21特定期間（自平成20年6月1日 至平成20年11月30日）
【ファンド名】	日本MR F（マネー・リザーブ・ファンド）
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 俊之
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	田中 利幸
【連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【電話番号】	03-3516-1204
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、内外の公社債及びコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／債券／MR F」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

- ◆ ファンドが該当しない商品分類および属性区分、その定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧下さい。

◎ 商品分類

ファンドの商品分類は、「追加型投信／国内／債券／MR F」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分
---------	--------	-------------------	------

単位型投信	国 内	株 式	MMF
	海 外	債 券	
		不動産投信	MRF
追加型投信	内 外	その他資産 ()	E T F
		資産複合	

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国 内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
M R F (マネー・リザーブ・ファン ド)	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいいます。

◎ 属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	債券・一般（高格付債）
決算頻度	日々
投資対象地域	日本

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
--------	------	--------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （高格付債） 不動産投信 その他資産 （ ） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回	グローバル
	年2回	日本
	年4回	北米
	年6回 （隔月）	欧州
	年12回 （毎月）	アジア
	日々	オセアニア
	その他 （ ）	中南米
		アフリカ
		中近東 （中東）
		エマージング

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
債券・一般	目論見書又は投資信託約款において、国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）、社債、その他債券属性にあてはまらない全ての債券に投資する旨の記載があるものをいいます。
クレジット属性 （高格付債）	目論見書又は投資信託約款において、特にクレジットに対して明確な記載があるものをいいます。
日々	目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■ ファンドの特色

1. 内外の公社債及びコマーシャル・ペーパーに投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

◆ 投資対象は、主として、わが国の国債、政府保証債、および指定格付機関から上位の格付を得ている有価証券及び金融商品とします。また、組入れ有価証券及び金融商品の平均残存期間は90日以内とします。

◆ 外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

2. 毎日決算を行い、運用実績に応じて運用収益の全額を分配します。

3. 収益分配金は、毎月1回、1ヵ月分をまとめて再投資します。

◆ 収益分配金は、税金を差引いたうえ、1ヵ月分をまとめて原則として、毎月の最終営業日の前日の基準価額で再投資します。

4. 取得の申込みはいつでもできます。

◆ 申込単位は1円以上1円単位です。申込手数料はありません。

◆ 取得日は、販売会社が取得申込金の受領を確認した時刻によって異なります。

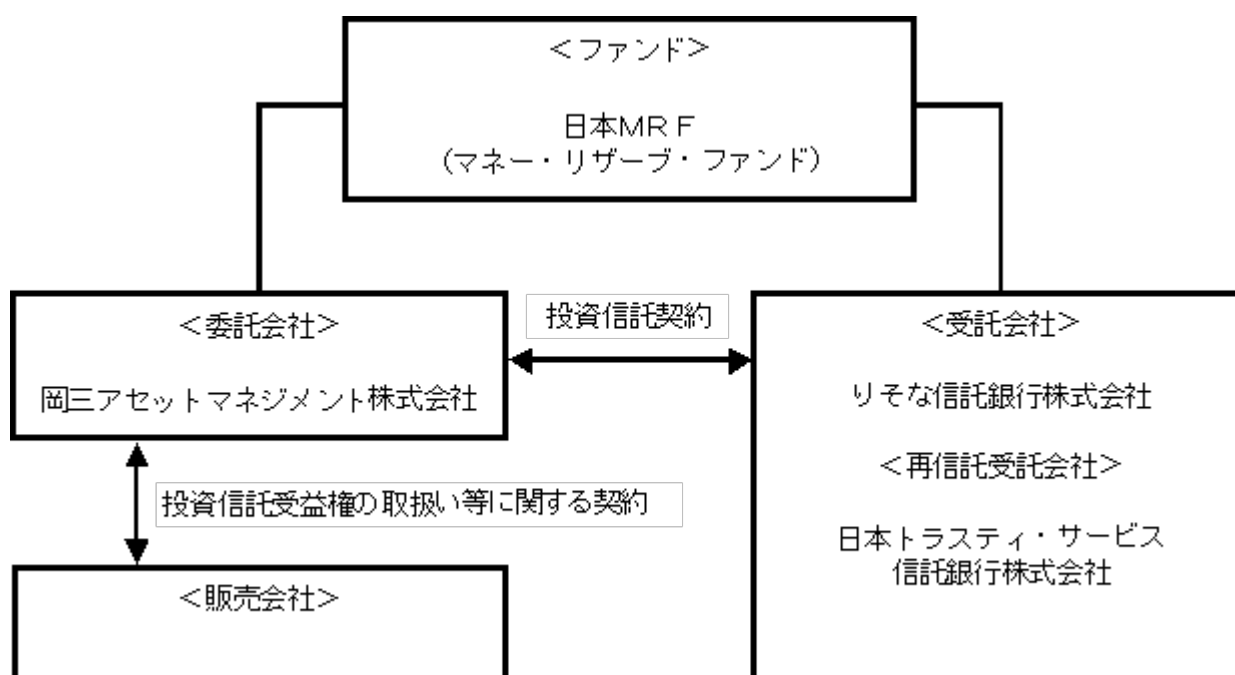
5. 解約（換金）はいつでもできます。

◆ 解約単位は1口単位です。解約手数料はありません。

◆ 解約代金は、原則として、解約請求受付日の翌営業日からお支払いいたします。

(2) 【ファンドの仕組み】

■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
------	----

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	りそな信託銀行株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。 ※ 関係当局の許認可等を前提に、平成21年4月1日付でりそな銀行とりそな信託銀行が合併し、りそな銀行となる予定です。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、収益分配金の再投資、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況

◆ 資本金（平成21年1月30日現在）

10億円

◆ 委託会社の沿革

昭和39年10月 6 日	「日本投信委託株式会社」設立
昭和62年 6 月27日	第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
平成 2 年 6 月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
平成20年 4 月 1 日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況（平成21年1月30日現在）

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	163,250株	19.78%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,149株	4.99%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、内外の公社債及びコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

内外の公社債及びコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。

投資することができる有価証券は、(2) [投資対象]に定める有価証券とします。

（(2) [投資対象]に定める有価証券のうち、わが国の国債証券及び政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の指定格付機関から第三位（A格相当）以上の長期格付または第二位（A-2格相当）以上の短期格付を受けているもの、もしくは格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものを、以下「適格有価証券」といいます。）

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

投資することができる金融商品は、(2) [投資対象]に定める金融商品とします（指定金銭信託を除き、(2) [投資対象]に定める金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を、以下「適格金融商品」といいます。）。

b 投資態度

内外の公社債及びコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）及び取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行わないものとします。

(2) 【投資対象】

■ 有価証券

委託会社は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することは指図しません。

a 国債証券

b 地方債証券

c 特別の法律により法人の発行する債券

d 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および新株予約権付社債券を除きます。）

e コマーシャル・ペーパー

f 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 a から e までの証券の性質を有するもの

g 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）

h 外国法人が発行する譲渡性預金証書

i 指定金銭信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託をいいます。以下、同じ。）の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

j 貸付債権信託受益権（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条第1項に規定する協同組織金融機関、金融商品取引法施行令第1条の9各号に掲げる金融機関、信託会社又は貸金業の規則等に関する法律施行令第1条第4号に掲げる者の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託会社であるものに限ります。）の受益権に限ります。以下、同じ。）であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

k 外国の者に対する権利で上記 j の有価証券の性質を有するもの

■ 金融商品

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a 預金

b 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c コール・ローン

d 手形割引市場において売買される手形

e 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

f 外国の者に対する権利で上記 e の権利の性質を有するもの

■ 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3) 【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

[illegible]9/74

投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。また、有価証券の発行体の信用リスクに関する情報の収集と調査を行います。	4名
運用分析会議 （月1回開催）	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。	15名
売買分析会議 （月1回開催）	運用リスク管理の適正性に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、運用管理部及びトレーディング部とコンプライアンス部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。	17名
業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。	7名
コンプライアンス部	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注後の検証として、主として法令及び投資信託約款に関する事項について、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。	3名
運用管理部	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、主として投資信託協会諸規則及び社内規程に関する事項について、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。	2名
トレーディング部	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。	5名

■ 社内規程

ファンドの運用に関する社内規程は、以下の通りです。

- ・ 運用実施に関する内規
- ・ 債券の投資に関する内規
- ・ 短期金融商品の投資に関する内規

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※ 運用体制等につきましては、平成21年1月1日現在のものであり、変更になることがあります

す。

(4) 【分配方針】

■ 分配方針

収益分配は、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

■ 収益分配金の再投資

収益分配金は、累積投資契約に基づき、毎月1回、1ヵ月分（前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの期間にかかる収益分配金の合計額）をまとめて、毎月最終営業日に、収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、毎月最終営業日の前日の基準価額で再投資します。

ただし、当月最終営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回った場合には、当月最終営業日以降、最初に、追加信託に係る基準価額が1口当たり1円となった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

■ 運用の基本方針に規定する投資制限

- a わが国の国債証券及び政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行いません。
- b 指定金銭信託及び取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行いません。
- c 信託財産に組入れられた有価証券及び金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。
- d 有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。
- e 後述の「公社債の借入れ」の取引期間については、1年を超えないものとします。
- f 有価証券を取得する際における約定日から当該取得に係る受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。
- g 適格有価証券のうち、2社以上の指定格付機関から第二位（AA格相当）以上の長期格付または最上位（A－1格相当）の短期格付を受けているものもしくは格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したもの（以下「第一種適格有価証券」といいます。）、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含む。下記h及びjにおいて同じ。）への投資は、これら

の合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- h 適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの（以下「第二種適格有価証券」といいます。）及び適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるもののへの投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の1%以下とします。
- i 上記g及びhの組入制限には、後述の「公社債の借入れ」の規定による借入れ債券を含むものとします。
- j 適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記g及びhの規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等当該コール・ローン及び上記g及びhの適用を受ける有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の25%以下とします。
- k 上記g、h、i及びjに規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。
- l 有価証券の貸付は、後述の「有価証券の貸付の指図及び範囲」の範囲で行います。この場合において、取引先リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）については、適格金融商品にかかる前掲「(1)投資方針■運用方法a投資対象」の規定を準用します。
- m 公社債の借入れは、後述の「公社債の借入れ」にしたがって行います。この場合において、借入れができる公社債は、国債、政府保証付債券及び適格有価証券とします。

■ 有価証券の貸付の指図及び範囲

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債をbに定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- c 上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d 委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■ 公社債の借入れ

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b 借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当す

る借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d 借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

■ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

■ 外国為替予約の指図

委託会社は、円貨で約定し、円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された有価証券が、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただし、この場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却することとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 資金借入れの指図は、受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間あるいは受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間において、信託財産が当該信託財産にかかる解約代金の支払いに応ずるための資金手当（解約代金の支払いのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を借入残高の限度額として資金の借入れ（コール市場を通ずる場合を含みます。）を行う場合に限るものとします。
- c 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

当ファンドは、主に国内外の債券やコマーシャル・ペーパーを投資対象としますので、組入れた国内外の債券やコマーシャル・ペーパーの価格の下落や、組入れた国内外の債券やコマーシャル・ペーパーの発行会社等の倒産等や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(1) 【投資リスク】

■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、中央銀行の金融政策、政府の経済政策等を反映して変動

します。金利が上昇した場合には債券やコマーシャル・ペーパーの価格は下落し、金利が低下した場合には債券やコマーシャル・ペーパーの価格は上昇します。

投資した債券やコマーシャル・ペーパーの価格の上昇は、当ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券やコマーシャル・ペーパーの価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券やコマーシャル・ペーパーの価格の下落の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

なお、投資した債券やコマーシャル・ペーパーの評価を償却原価法等で行う場合には、当ファンドの基準価額は金利変動の影響を受けません。ただし、投資した債券やコマーシャル・ペーパーの価格が下落し、償却原価法等による評価額との間に一定割合以上の乖離が生じた場合には、投資した債券やコマーシャル・ペーパーの評価を時価に移行するため、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券の発行会社等の倒産等や財務状況の悪化、および有価証券の発行会社等の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

(2) [留意事項]

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。

(3) [投資リスクに対する管理体制]

- a 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- b 運用管理部及びコンプライアンス部は、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

運用管理部及びコンプライアンス部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

- ① 運用の指図に関する帳票の確認
- ② 検証システムにより抽出される運用の指図に関するデータの確認
- ③ その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用管理部が運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、主として法令及び投資信託約款に関する事項についてはコンプライアンス部が、主として投資信託協会諸規則及び社内規程に関する事項については運用管理部が、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- c 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

a 信託報酬の総額

信託報酬の総額は、信託元本総額に、年10,000分の102以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

- イ. 各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期に係る信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に応じた次に定める率とします。

元本1万口当たりの年換算収益分配率	信託報酬率	
2.5%未満のとき	年10,000分の	22.00 以内
2.5%以上3.5%未満のとき	年10,000分の	32.00 以内
3.5%以上4.5%未満のとき	年10,000分の	42.00 以内
4.5%以上5.5%未満のとき	年10,000分の	52.00 以内
5.5%以上6.5%未満のとき	年10,000分の	62.00 以内
6.5%以上7.5%未満のとき	年10,000分の	72.00 以内

7.5%以上8.5%未満のとき	年10,000分の	82.00 以内
8.5%以上9.5%未満のとき	年10,000分の	92.00 以内
9.5%以上のとき	年10,000分の	102.00 以内

- ロ. 上記の規定にかかわらず、当該信託の日々の基準価額の算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レート（以下「コール・レート」といいます。）が0.4%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率以内とします。

b 信託報酬の配分

「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間における信託報酬の配分は、信託報酬率に応じ、以下の通り定めます。

イ. コール・レートが0.4%以上のとき

信託報酬率	内、委託会社	内、販売会社	内、受託会社
22.00以内のとき	6.33以内	14.00以内	1.67以内
32.00以内のとき	9.33以内	21.00以内	1.67以内
42.00以内のとき	12.33以内	28.00以内	1.67以内
52.00以内のとき	15.33以内	35.00以内	1.67以内
62.00以内のとき	18.33以内	42.00以内	1.67以内
72.00以内のとき	21.33以内	49.00以内	1.67以内
82.00以内のとき	24.33以内	56.00以内	1.67以内
92.00以内のとき	27.33以内	63.00以内	1.67以内
102.00以内のとき	30.33以内	70.00以内	1.67以内

ロ. コール・レートが0.4%未満のとき

信託報酬率	内、委託会社	内、販売会社	内、受託会社
1.67以下のとき	信託報酬の33%	信託報酬の33%	信託報酬の34%
1.67 超のとき	信託報酬の総額 －（販売会社配分 額＋受託会社配分 額）	信託報酬の70% ただし、受託会社 配分額を加えた額 が信託報酬の総額 を超えるときは信 託報酬の総額から 受託会社配分額を 控除した額としま す。	1.67

※ 信託報酬の配分について、販売会社の信託報酬には消費税相当額を加算するものとし、当該消費税相当額を委託会社の信託報酬から差し引くものとします。

■ 信託報酬の支払い時期

毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ファンドの公社債の借入に係る品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ファンドの財務諸表の監査費用は、信託元本総額に年10,000分の0.0525（税抜0.05）の率を乗じて得た額とし、毎月の最終営業日または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
 - ファンドの解約に伴う支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ※ その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、公社債投資信託として取扱われます。

■ 分配金

15%の税率による所得税及び5%の税率による地方税の源泉分離課税が行われます。マル優制度を利用の場合は、課税されません。

■ 償還金

償還時の元本超過額については、15%の税率による所得税及び5%の税率による地方税の源泉分離課税が行われます。マル優制度を利用の場合は、課税されません。

■ マル優制度の取扱い

ファンドは、障害者等の少額貯蓄非課税制度（以下「マル優制度」といいます。）適格の投資信託です。マル優制度は、障害者等一定の条件に該当する取得申込者が利用するこ

とができます。

マル優制度の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

※ 上記の内容は平成20年12月30日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

平成20年12月30日現在の運用状況は以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	62,452,906,458	66.33
特殊債券	日本	1,509,658,613	1.60
社債券	日本	200,781,150	0.21
その他有価証券	日本	996,512,643	1.06
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		28,998,300,329	30.80
合計（純資産総額）		94,158,159,193	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第559回政府短期証券	5,000,000,000	99.90	4,995,238,285	99.90	4,995,238,285	0	2009年3月27日	5.31
日本	国債証券	第555回政府短期証券	5,000,000,000	99.90	4,995,140,285	99.90	4,995,140,285	0	2009年3月16日	5.31
日本	国債証券	第558回政府短期証券	5,000,000,000	99.88	4,994,494,240	99.88	4,994,494,240	0	2009年3月23日	5.30
日本	国債証券	第543回政府短期証券	4,500,000,000	99.97	4,499,014,176	99.97	4,499,014,176	0	2009年1月13日	4.78
日本	国債証券	第553回政府短期証券	4,500,000,000	99.92	4,496,649,372	99.92	4,496,649,372	0	2009年3月2日	4.78
日本	国債証券	第554回政府短期証券	4,500,000,000	99.91	4,496,000,070	99.91	4,496,000,070	0	2009年3月9日	4.77
日本	国債証券	第560回政府短期証券	4,500,000,000	99.90	4,495,781,628	99.90	4,495,781,628	0	2009年4月6日	4.77
日本	国債証券	第545回政府短期証券	4,000,000,000	99.96	3,998,458,736	99.96	3,998,458,736	0	2009年1月19日	4.25
日本	国債証券	第547回政府短期証券	4,000,000,000	99.95	3,998,167,136	99.95	3,998,167,136	0	2009年1月26日	4.25
日本	国債証券	第550回政府短期証券	4,000,000,000	99.94	3,997,772,584	99.94	3,997,772,584	0	2009年2月16日	4.25
日本	国債証券	第549回政府短期証券	4,000,000,000	99.94	3,997,684,072	99.94	3,997,684,072	0	2009年2月9日	4.25

日本	国債証券	第552回政府短期証券	4,000,000,000	99.92	3,997,125,856	99.92	3,997,125,856	0	2009年2月23日	4.25
日本	国債証券	第548回政府短期証券	3,500,000,000	99.94	3,497,992,735	99.94	3,497,992,735	0	2009年2月2日	3.72
日本	国債証券	第527回政府短期証券	1,000,000,000	99.97	999,769,086	99.97	999,769,086	0	2009年1月14日	1.06
日本	国債証券	第557回政府短期証券	1,000,000,000	99.95	999,520,976	99.95	999,520,976	0	2009年2月4日	1.06
日本	国債証券	第532回政府短期証券	1,000,000,000	99.93	999,329,996	99.93	999,329,996	0	2009年2月10日	1.06
日本	国債証券	第544回政府短期証券	1,000,000,000	99.82	998,219,764	99.82	998,219,764	0	2009年4月10日	1.06
日本	国債証券	第556回政府短期証券	1,000,000,000	99.79	997,929,997	99.79	997,929,997	0	2009年6月10日	1.06
日本	国債証券	第539回政府短期証券	500,000,000	99.89	499,456,664	99.89	499,456,664	0	2009年3月10日	0.53
日本	国債証券	第551回政府短期証券	500,000,000	99.83	499,160,800	99.83	499,160,800	0	2009年5月15日	0.53
日本	特殊債券	第776回政府保証公営企業債券	706,000,000	100.33	708,334,405	100.33	708,334,405	1.6	2009年5月21日	0.75
日本	特殊債券	第111回国際協力銀行債券	500,000,000	99.98	499,913,848	99.98	499,913,848	0.7	2009年3月19日	0.53
日本	特殊債券	第780回政府保証公営企業債券	100,000,000	100.91	100,918,246	100.91	100,918,246	2	2009年9月24日	0.11
日本	特殊債券	第774回政府保証公営企業債券	100,000,000	100.33	100,333,344	100.33	100,333,344	2.1	2009年3月23日	0.11
日本	特殊債券	第152回政府保証預金保険機構債券	100,000,000	100.15	100,158,770	100.15	100,158,770	0.8	2009年11月20日	0.11
日本	社債券	第415回関西電力株式会社社債	200,000,000	100.39	200,781,150	100.39	200,781,150	1.61	2009年6月22日	0.21
日本	コマーシャルペーパー	中国電力	1,000,000,000	—	996,512,643	—	996,512,643			1.06

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
国債証券	66.33
特殊債券	1.60
社債券	0.21
コマーシャルペーパー	1.06
合計	69.20

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

平成20年12月30日、同日前1年以内における各月末及び直近6特定期間末の純資産の推

移は以下のとおりです。

特定期	純資産総額	1口当たりの基準価額
	円	円
第16特定期間末（平成18年 5月31日）	118,595,415,800	1.0000
第17特定期間末（平成18年11月30日）	110,218,394,123	1.0000
第18特定期間末（平成19年 5月31日）	127,323,409,399	1.0000
第19特定期間末（平成19年11月30日）	106,834,396,793	1.0000
第20特定期間末（平成20年 5月31日）	102,916,079,195	1.0000
第21特定期間末（平成20年11月30日）	91,013,444,424	1.0000
平成19年12月末日	114,221,664,391	1.0000
平成20年 1月末日	106,036,191,463	1.0000
平成20年 2月末日	103,573,064,428	1.0000
平成20年 3月末日	96,368,057,545	1.0000
平成20年 4月末日	100,582,198,875	1.0000
平成20年 5月末日	102,916,079,195	1.0000
平成20年 6月末日	104,148,714,251	1.0000
平成20年 7月末日	101,478,879,660	1.0000
平成20年 8月末日	100,637,310,303	1.0000
平成20年 9月末日	99,841,325,886	1.0000
平成20年10月末日	92,693,895,425	1.0000
平成20年11月末日	91,013,444,424	1.0000
平成20年12月30日	94,158,159,193	1.0000

②【分配の推移】

期間		1口当たりの分配金
第16特定期間	自平成17年12月1日至平成18年 5月31日	0.0000850円
第17特定期間	自平成18年 6月1日至平成18年11月30日	0.0008520円
第18特定期間	自平成18年12月1日至平成19年 5月31日	0.0013930円
第19特定期間	自平成19年 6月1日至平成19年11月30日	0.0018360円
第20特定期間	自平成19年12月1日至平成20年 5月31日	0.0017040円
第21特定期間	自平成20年 6月1日至平成20年11月30日	0.0017810円

③【収益率の推移】

期間		収益率（％）
第16特定期間	自平成17年12月1日至平成18年 5月31日	0.01
第17特定期間	自平成18年 6月1日至平成18年11月30日	0.09
第18特定期間	自平成18年12月1日至平成19年 5月31日	0.14
第19特定期間	自平成19年 6月1日至平成19年11月30日	0.18
第20特定期間	自平成19年12月1日至平成20年 5月31日	0.17
第21特定期間	自平成20年 6月1日至平成20年11月30日	0.18

（注）収益率とは、各特定期間末の基準価額（特定期間の分配金合計額込み）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前特定期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た率です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成10年7月3日 信託契約締結、設定、運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日および取得申込受付時間

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

取得申込受付時間は、販売会社にお問い合わせ下さい。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に証券総合口座を開設して下さい。
- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 販売会社との間で日本MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。
- ・ 申込単位は、1円以上1円単位です。
- ・ 1口当たりの発行価格は、取得日の前日の基準価額（1口当たり1円）とします。取得日は、販売会社が取得申込金の受領の確認をした時刻によって異なります。

取得申込日の午後3時30分以前で、各販売会社が定める時刻までに取得申込金の受領を確認した場合は、取得申込日が取得日となります。ただし、取得申込日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、取得申込日が取得日となる申込みには応じないものとします。

取得申込日において、各販売会社が定める時刻を過ぎて取得申込金の受領を確認した場合は、取得申込日の翌営業日が取得日となります。ただし、取得申込日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、取得申込日の翌営業日以降、最初に、追加信託に係る基準価額が1口当たり1円となった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。

なお、「販売会社が取得申込金の受領を確認した場合」とは、販売会社の取引店内で入金を確認され、かつ入金に基づく所定の事務手続きが完了した場合をいいます。

「各販売会社が定める時刻」につきましては、各販売会社にお問い合わせ下さい。

また、「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

基準価額は、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

- ・ 申込手数料はありません。
- ・ 申込金額は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た額です。
- ・ 取得申込者は、あらかじめ申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込の取扱いを行います。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

2【換金（解約）手続等】

■ 解約申込受付日および解約申込受付時間

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、解約の請求をすることができます。

解約申込受付時間は、販売会社にお問い合わせ下さい。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取扱った販売会社を通じて委託会社に、1口単位をもって、解約の請求をすることができます。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。解約価額につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、原則として、解約請求受付日の翌営業日から、販売会社を通じてお支払いします。

なお、解約請求当日に解約代金相当額の受取りを希望する受益者は、日本MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく諸手続の上、販売会社の窓口で、キャッシング（即日

引出）を利用することができます。

ただし、販売会社によっては、キャッシングの取扱いを行わない場合があります。詳細については、販売会社にお問い合わせ下さい。

■ 解約請求の受付の中止

- ・ 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして、当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って、原則として償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ 公社債等の評価

公社債の評価は、原則として、償却原価法で評価します。

また、コマーシャル・ペーパー及び外国または外国の者の発行する証券でコマーシャル・ペーパーの性質を有するものについては、原則として、取得価額で評価し、割引料は受取利息として日々計上するものとします。

※償却原価法とは…

買付にかかる受渡日から償還日の前日まで、取得価額と償還価額（割引債の償還価額は税込（額面＋源泉税）とする。）の差額を当該期間により日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額によって評価しております。

なお、買付約定日から受渡日の前日までの間は、取得価額で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法

基準価額は毎日計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成10年7月3日から無期限とします。

ただし、後述の（５）〔その他〕信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

計算期間は、信託期間中の各１日とします。

（５）【その他】

■ 信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めたとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記 a の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記 b の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記 c ～ e までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の〔信託約款の変更〕 d に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記b～eの規定に従います。

■ 反対者の買取請求権

前述の信託契約の解約（繰上償還）又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 運用報告書の交付

投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項第3号の規定に基づき、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第2号に該当することから、運用報告書の作成・交付は行いません。

ファンドの運用状況等は、委託会社が作成した「月次運用レポート」をご覧ください。月次運用レポートは、販売会社にご請求いただければお渡しします。また、委託会社のホームページにも掲載します。

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行

います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約又は信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

2【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

- ・ 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ・ 原則として、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間に係る収益分配金が当月の最終営業日に販売会社に交付されます。販売会社は、累積投資契約に基づき、当月の最終営業日の前日の基準価額をもって、各受益者ごとに収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。ただし、当月の最終営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託に係る基準価額が1口当たり1円となった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ・ 累積投資契約の解除時に受益者に帰属する収益分配金は、原則として当該契約解除の受付日の翌営業日から販売会社を通じて受益者にお支払いします。また、償還時に受益者に帰属する収益分配金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。この場合、受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

■ 償還金に対する請求権

- ・ 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ・ 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- ・ 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。権利行使の方法等については、前述の第2〔手続等〕2〔換金（解約）手続等〕をご参照下さい。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、第20特定期間（平成19年12月1日から平成20年5月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第21特定期間（平成20年6月1日から平成20年11月30日まで）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20特定期間（平成19年12月1日から平成20年5月31日まで）及び第21特定期間（平成20年6月1日から平成20年11月30日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

日本MRF（マネー・リザーブ・ファンド）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第20特定期間末 (平成20年5月31日現在)	第21特定期間末 (平成20年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	831,241	610,315
コール・ローン	8,790,000,000	11,469,000,000
国債証券	69,742,242,091	67,450,999,694
特殊債券	3,303,187,429	2,410,389,512
社債券	1,102,757,538	200,916,540
その他有価証券	999,474,249	996,512,643
現先取引勘定	23,966,160,000	15,972,830,000
未収利息	4,167,040	9,533,898
前払費用	3,025,205	610,682
流動資産合計	107,911,844,793	98,511,403,284
資産合計	107,911,844,793	98,511,403,284
負債の部		
流動負債		
未払金	4,992,570,000	7,493,986,500
未払収益分配金	1,955,404	2,730,402
未払受託者報酬	93,918	124,926
未払委託者報酬	1,143,324	1,113,105
その他未払費用	2,952	3,927
流動負債合計	4,995,765,598	7,497,958,860
負債合計	4,995,765,598	7,497,958,860
純資産の部		
元本等		
元本	*1 102,916,043,404	*1 91,013,430,089
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	35,791	14,335
元本等合計	102,916,079,195	91,013,444,424
純資産合計	*2 102,916,079,195	*2 91,013,444,424
負債純資産合計	107,911,844,793	98,511,403,284

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第20特定期間 (自 平成19年12月 1 日 至 平成20年 5 月31日)	第21特定期間 (自 平成20年 6 月 1 日 至 平成20年11月30日)
営業収益		
受取利息	120,930,087	102,141,725
有価証券売買等損益	176,551,252	183,777,628
営業収益合計	297,481,339	285,919,353
営業費用		
受託者報酬	8,846,549	8,434,017
委託者報酬	107,694,505	97,955,845
その他費用	278,022	265,052
営業費用合計	116,819,076	106,654,914
営業利益又は営業損失（△）	180,662,263	179,264,439
経常利益又は経常損失（△）	180,662,263	179,264,439
当期純利益又は当期純損失（△）	180,662,263	179,264,439
期首剰余金又は期首欠損金（△）	31,809	35,791
分配金	*1 180,658,281	*1 179,285,895
期末剰余金又は期末欠損金（△）	35,791	14,335

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第20特定期間 自 平成19年12月 1日 至 平成20年 5月31日	第21特定期間 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券、コマーシャル・ペーパー 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、国内債券で償還日までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によって評価しております。	国債証券、特殊債券、社債券、コマーシャル・ペーパー 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によって評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同 左
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表を6ヶ月毎に作成しており、平成19年12月1日から平成20年5月31日までを特定期間としております。	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表を6ヶ月毎に作成しており、平成20年6月1日から平成20年11月30日までを特定期間としております。

(貸借対照表に関する注記)

第20特定期間末 (平成20年5月31日現在)	第21特定期間末 (平成20年11月30日現在)
*1.当該計算期間の末日における受益権の総数 102,916,043,404口	*1.当該計算期間の末日における受益権の総数 91,013,430,089口
*2.当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0000円 (10,000口当たりの純資産額 10,000円)	*2.当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (10,000口当たり純資産額 10,000円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第20特定期間 自 平成19年12月 1日 至 平成20年 5月31日	第21特定期間 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日
*1.収益分配金の計算方法 期首剰余金（31,809円）および営業収益の合計額（297,481,339円）を加算した額から営業費用の合計額（116,819,076円）を控除した収益額（180,694,072円）を分配対象収益とし、そのうち180,658,281円を分配金額としております。	*1.収益分配金の計算方法 期首剰余金（35,791円）および営業収益の合計額（285,919,353円）を加算した額から営業費用の合計額（106,654,914円）を控除した収益額（179,300,230円）を分配対象収益とし、そのうち179,285,895円を分配金額としております。
収益分配金の月別内訳	収益分配金の月別内訳
収益分配金額 10,000口当たり 収益分配金	収益分配金額 10,000口当たり 収益分配金
平成19年 12月中 33,460,981 2円96銭	平成20年 6月中 30,176,666 2円84銭
平成20年 1月中 32,855,060 2円96銭	平成20年 7月中 30,549,092 2円98銭
平成20年 2月中 27,811,883 2円65銭	平成20年 8月中 30,431,107 2円96銭
平成20年 3月中 28,799,819 2円86銭	平成20年 9月中 29,471,558 2円89銭
平成20年 4月中 27,713,692 2円77銭	平成20年 10月中 29,967,790 3円09銭

平成20年 5月中	30,016,846	2円84銭	平成20年 11月中	28,689,682	3円05銭
計	180,658,281	17円04銭	計	179,285,895	17円81銭

(関連当事者との取引に関する注記)

第20特定期間 自 平成19年12月 1日 至 平成20年 5月31日	第21特定期間 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同 左

(重要な後発事象に関する注記)

第20特定期間 自 平成19年12月 1日 至 平成20年 5月31日	第21特定期間 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日
該当事項はありません。	同 左

(その他の注記)

1. 元本の移動

第20特定期間末 (平成20年5月31日現在)	第21特定期間末 (平成20年11月30日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 106,834,364,984円	期首元本額 102,916,043,404円
期中追加設定元本額 398,081,440,020円	期中追加設定元本額 408,250,439,570円
期中一部解約元本額 401,999,761,600円	期中一部解約元本額 420,153,052,885円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第20特定期間末（平成20年 5月31日現在）

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	69,742,242,091	1,027,144
特殊債券	3,303,187,429	△9,793
社債券	1,102,757,538	△17,128
コマーシャル・ペーパー	999,474,249	0
合 計	75,147,661,307	△1,000,223

第21特定期間末（平成20年11月30日現在）

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	67,450,999,694	1,054,193
特殊債券	2,410,389,512	△32,523
社債券	200,916,540	△4,513
コマーシャル・ペーパー	996,512,643	0
合 計	71,058,818,389	1,017,157

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第521回政府短期証券	1,000,000,000	999,850,918	
		第527回政府短期証券	1,000,000,000	999,274,416	
		第532回政府短期証券	1,000,000,000	998,839,856	
		第537回政府短期証券	5,000,000,000	4,999,999,820	
		第538回政府短期証券	7,000,000,000	6,999,306,952	
		第539回政府短期証券	500,000,000	499,220,504	
		第540回政府短期証券	4,000,000,000	3,999,095,776	
		第541回政府短期証券	4,000,000,000	3,998,631,800	
		第542回政府短期証券	4,500,000,000	4,498,111,647	
		第543回政府短期証券	4,500,000,000	4,496,739,696	
		第544回政府短期証券	1,000,000,000	997,685,704	
		第545回政府短期証券	4,000,000,000	3,996,025,376	
		第546回政府短期証券	1,000,000,000	999,957,794	
		第547回政府短期証券	4,000,000,000	3,996,052,496	
		第548回政府短期証券	3,500,000,000	3,496,168,165	
		第549回政府短期証券	4,000,000,000	3,995,947,192	
		第550回政府短期証券	4,000,000,000	3,996,351,064	
		第551回政府短期証券	500,000,000	498,974,320	
		第552回政府短期証券	4,000,000,000	3,995,529,136	
		第553回政府短期証券	4,500,000,000	4,495,001,562	
		第554回政府短期証券	4,500,000,000	4,494,235,500	
	計	銘柄数：21	67,500,000,000	67,450,999,694	
		組入時価比率：74.1%		96.3%	
特殊債券	日本円	第302回政府保証道路債券	500,000,000	500,192,514	
		第774回政府保証公営企業債券	100,000,000	100,455,264	
		第776回政府保証公営企業債券	706,000,000	708,830,995	
		第780回政府保証公営企業債券	100,000,000	101,021,416	
		第11回国際協力銀行債券	500,000,000	499,880,728	
		第8回国民生活債券	500,000,000	500,008,595	
	計	銘柄数：6	2,406,000,000	2,410,389,512	
		組入時価比率：2.6%		3.4%	
社債券	日本円	第415回関西電力株式会社社債（一般担保付）	200,000,000	200,916,540	

	計	銘柄数：1	200,000,000	200,916,540	
		組入時価比率：0.2%		0.3%	
	公社債合計			70,062,305,746	
コマーシャル・ペーパー	日本円	中国電力	1,000,000,000	996,512,643	
	計	銘柄数：1	1,000,000,000	996,512,643	
		組入時価比率：1.1%		100.0%	
	その他有価証券合計			996,512,643	
	合計			71,058,818,389	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.有価証券先物取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成20年12月30日現在）

I 資産総額	94,159,239,108円
II 負債総額	1,079,915円
III 純資産総額（I－II）	94,158,159,193円
IV 発行済数量	94,158,147,334口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1.0000円

第5【設定及び解約の実績】

期間	設定数量 (単位：口)	解約数量 (単位：口)
第16特定期間	681,866,276,935	703,603,810,895
第17特定期間	409,356,394,561	417,733,440,091
第18特定期間	584,833,763,324	567,728,807,905
第19特定期間	509,485,343,119	529,974,290,246
第20特定期間	398,081,440,020	401,999,761,600
第21特定期間	408,250,439,570	420,153,052,885

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

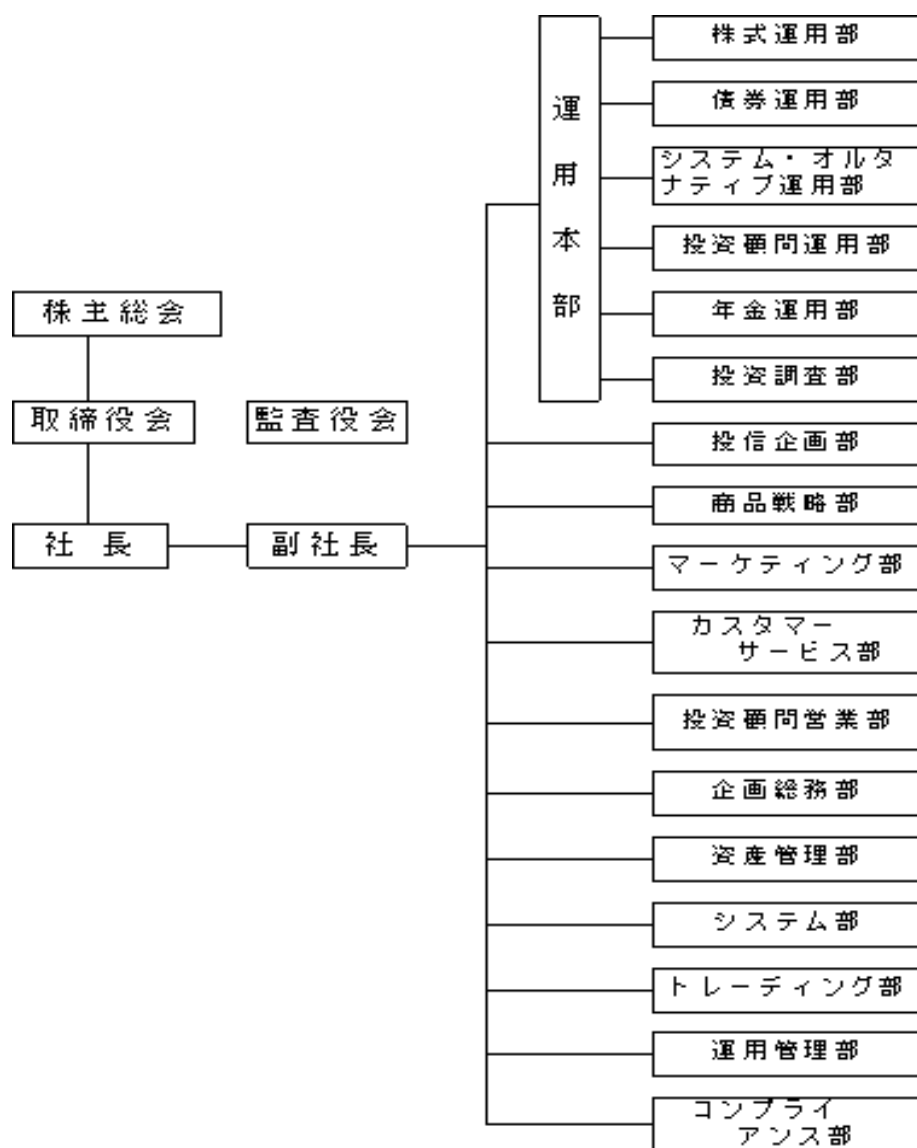
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成21年1月1日現在）	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

(2) 委託会社の機構

業務執行体制

① 組織図



② 各部の主な業務内容

部署名	主な業務内容
株式運用部	信託財産のうち内外の株式を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務
債券運用部	① 信託財産のうち内外の公社債を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務 ② 信託財産のうち短期金融商品の運用業務
システム・オルタナティブ運用部	信託財産のうちシステム運用を行う投資信託、内外の不動産を主要投資対象とする投資信託、ファンド・オブ・ファンズ等を中心とした運用業務
投資顧問運用部	① 投資一任契約資産の内、個人投資家・法人投資家の契約資産の運用業務 ② 投資顧問契約による投資助言に関する業務
年金運用部	投資一任契約資産の内、年金契約資産の運用業務
投資調査部	① 内外の景気動向、経済事情の調査、研究、内外の企業調査、内外の証券市場の調査および予測、内外の不動産市場の調査および予測等に関する業務 ② 有価証券の発行体毎の信用リスクの調査に関する業務
マーケティング部	① 投資信託の募集等、投資信託を主としたマーケティングに関する業務 ② 第一種金融商品取引業者および登録金融機関への公開販売の推進に関する業務
カスタマーサービス部	① 投資信託に関する情報開発・提供、投資家に対するセミナー等の企画・立案、募集・販売の支援のための資料作成、販売会社に係る営業事務、広告宣伝に関する業務 ② 受益者等からの質問および苦情等の処理に関する事項
投資顧問営業部	① 投資顧問契約（投資助言）・投資一任契約のマーケティングに関する業務 ② 投資顧問契約（投資助言）・投資一任契約の締結、顧客管理に関する業務
商品戦略部	① 金融商品の調査、研究、開発・企画立案に関する業務 ② 商品戦略の立案および推進に関する業務 ③ 運用実績の評価および分析に関する業務
投信企画部	① 投資信託の企画、提案書作成に関する業務 ② 投資信託約款、投資信託契約に関する業務 ③ 有価証券届出書および有価証券報告書等に関する業務 ④ 目論見書、運用報告書および開示資料等に関する業務 ⑤ 主務官庁、受託銀行、投資信託協会および運用評価機関等への折衝に関する業務 ⑥ 投資信託制度の調査、研究に関する業務 ⑦ 運用助言契約、外部委託契約に関する業務

企画総務部	① 経営および経営計画に関する業務 ② 株主総会および取締役会の事務処理に関する業務 ③ 定款、業務方法書、社規、社則の制定、改廃に関する業務 ④ 従業員の人事、給与、教育に関する業務および役員の人事、報酬、賞与に関する業務で特命を受けた業務 ⑤ 予算、決算、会計および現預金、有価証券の保管、出納に関する業務、ならびに税務に関する業務 ⑥ 受益証券および受益権に関する業務 ⑦ 主務官庁、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会への報告に関する業務 ⑧ 広報に関する業務
資産管理部	① 投資信託財産の計算に関する業務 ② 契約資産の計算に関する業務
システム部	① コンピューターシステムの管理・運営に関する業務 ② 信託財産の経理処理システムの開発・管理に関する業務 ③ 運用業務管理システムの開発・管理に関する業務
トレーディング部	① トレーディング業務の企画、立案に関する業務 ② 内外の有価証券等および外国為替の売買発注に関する業務
運用管理部	① 運用実施の管理および諸規則等遵守に関する業務 ② 有価証券および有価証券先物取引等、信用取引等、外国為替の予約取引にかかるリスク管理に関する業務
コンプライアンス部	① 内部監査に関する業務 ② 運用業務に係わる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の審査に関する業務 ③ 外部委託先の運用指図等に関する審査及び監査に関する業務 ④ 運用のリスク管理の審査に関する業務 ⑤ 全社の法令諸規則等遵守状況の審査および審査に基づく各部室等への指導に関する業務 ⑥ 内部統制の評価に関する業務

③委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

④運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書を作成のうえ、部長および担当役員の承認を受けます。

ファンドマネージャーは、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。また、有価証券の発行体の信用リスクに関する情報の収集と調査を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用リスク管理の適正性に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、運用管理部およびトレーディング部とコンプライアンス部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成20年12月30日現在、当社は、147本の証券投資信託（単位型株式投資信託18本、追加型株式投資信託81本、追加型公社債投資信託15本、親投資信託33本）の運用を行っており、純資産総額は7,482億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、前事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）は「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）により、当事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

前事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第43期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の財務諸表について、ならびに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期 別 科 目	第 43 期 (平成19年3月31日現在)			第 44 期 (平成20年3月31日現在)		
	金 額	構成比		金 額	構成比	
(資 産 の 部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金預金		4,600,516			5,994,469	
有価証券		1,685,849			1,172,957	
未収委託者報酬		709,719			640,486	
前払費用		13,116			68,894	
未収収益		6,215			2,675	
繰延税金資産		97,930			125,901	
その他の流動資産		1,332			58	
流動資産合計		7,114,680	61.7		8,005,443	71.4
固定資産						
有形固定資産 *1		39,806	0.4		47,868	0.4
建物	4,273			5,679		
器具備品	35,532			42,189		
無形固定資産 *2		50,578	0.4		43,939	0.4

ソフトウェア	49,413			42,665		
電話加入権	1,164			1,273		
投資その他の資産		4,329,081	37.5		3,119,067	27.8
投資有価証券	2,531,802			1,915,151		
親会社株式	1,700,160			907,368		
長期差入保証金	87,129			280,458		
その他	24,500			30,600		
貸倒引当金	△ 14,510			△ 14,510		
固定資産合計		4,419,466	38.3		3,210,875	28.6
資産合計		11,534,146	100.0		11,216,318	100.0

期 別 科 目	第 43 期 (平成19年3月31日現在)			第 44 期 (平成20年3月31日現在)		
	金 額	構成比		金 額	構成比	
(負 債 の 部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
預り金		2,532			2,088	
未払金		389,170			346,153	
未払収益分配金	991			165		
未払償還金	41,750			33,789		
未払手数料	345,784			311,552		
未払事業所税	644			646		
未払費用		203,696			201,641	
未払法人税等		303,119			310,369	
未払消費税等		47,574			47,922	
賞与引当金		80,000			83,400	
移転損失引当金		—			20,623	
流動負債合計		1,026,093	8.9		1,012,199	9.0
固定負債						
退職給付引当金		69,686			76,203	
役員退職慰労引当金		24,830			29,120	
繰延税金負債		472,183			54,550	
固定負債合計		566,700	4.9		159,873	1.4
負債合計		1,592,794	13.8		1,172,072	10.4
(純 資 産 の 部)						
株主資本						
資本金		1,000,000	8.7		1,000,000	8.9
資本剰余金		566,500	4.9		566,500	5.1
資本準備金	566,500			566,500		
利益剰余金		7,639,271	66.2		8,335,669	74.3
利益準備金	179,830			179,830		
その他利益剰余金						
別途積立金	5,718,662			5,718,662		
繰越利益剰余金	1,740,779			2,437,177		
株主資本合計		9,205,271	79.8		9,902,169	88.3
評価・換算差額等						

その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計		735,581	6.4		142,077	1.3
		735,581	6.4		142,077	1.3
純資産合計		9,941,352	86.2		10,044,246	89.6
負債純資産合計		11,534,146	100.0		11,216,318	100.0

（２）【損益計算書】

科 目	期 別	第 43 期			第 44 期		
		自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日			自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日		
		金 額		百分比	金 額		百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			7,628,206			9,613,349	
営業収益計			7,628,206	100.0		9,613,349	100.0
営業費用							
支払手数料			4,385,858			5,201,693	
広告宣伝費			195,519			349,238	
公告費			7,375			4,692	
受益証券発行費			30,220			—	
受益権管理費			1,422			7,757	
調査費			789,599			1,394,878	
調査費	69,049				83,786		
委託調査費	720,550				1,311,092		
委託計算費			66,075			145,714	
営業雑経費			181,766			250,440	
通信費	26,309				30,420		
印刷費	149,221				213,543		
協会費	4,278				4,780		
諸会費	1,957				1,695		
営業費用計			5,657,838	74.2		7,354,415	76.5
一般管理費							
給料			566,248			636,680	
役員報酬	*1	84,650			101,433		
役員賞与		21,900			—		
給料・手当		378,787			431,860		
賞与		80,910			103,385		
交際費			4,036			8,732	
寄付金			40,086			43,386	
旅費交通費			34,116			34,964	
租税公課			13,365			14,160	
不動産賃借料			58,609			86,639	
賞与引当金繰入			80,000			83,400	
退職給付費用			7,224			8,853	
役員退職慰労引当金繰入			4,131			4,290	

固定資産減価償却費		13,474			28,769	
諸経費		230,050			246,662	
一般管理費計		1,051,343	13.8		1,196,539	12.4
営業利益		919,023	12.0		1,062,394	11.1

科 目	期 別	第 43 期			第 44 期		
		自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日			自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日		
		金 額		百分比	金 額		百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業外収益							
受取配当金	*2		83,444			83,282	
有価証券利息			9,352			16,202	
受取利息			472			2,214	
約款時効収入			11,779			7,662	
雑益			507			654	
営業外収益計			105,558	1.4		110,016	1.1
営業外費用							
固定資産除却損	*3		60			449	
時効後返還金			9,406			5,574	
雑損			520			313	
営業外費用計			9,988	0.1		6,338	0.1
経常利益			1,014,592	13.3		1,166,073	12.1
特別利益							
投資有価証券売却益			—			147,817	
有価証券売却益			12,579			—	
ゴルフ会員権清算益			1,031			—	
その他			—			4	
特別利益計			13,610	0.2		147,821	1.5
特別損失							
投資有価証券売却損			—			6,300	
有価証券売却損			8,586			—	
有価証券評価損			—			51,930	
移転損失	*4		—			21,947	
その他			—			831	
特別損失計			—	8,586	0.1	81,009	0.8
税引前当期純利益			1,019,616	13.4		1,232,884	12.8
法人税、住民税及び事業税		445,777			528,407		
法人税等調整額		△42,535	403,241	5.3	△33,170	495,236	5.1
当期純利益			616,375	8.1		737,647	7.7

（３）【株主資本等変動計算書】

第43期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金					利益剰余 金合計	
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	1,200,084	7,098,576	8,665,076	1,310,953	1,310,953	9,976,029
当期変動額											
剰余金の配当 (注)						△41,250	△41,250	△41,250			△41,250
役員賞与 (注)						△34,430	△34,430	△34,430			△34,430
当期純利益						616,375	616,375	616,375			616,375
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									△575,372	△575,372	△575,372
当期変動額合計						540,695	540,695	540,695	△575,372	△575,372	△34,677
平成19年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	1,740,779	7,639,271	9,205,771	735,581	735,581	9,941,352

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第44期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	1,740,779	7,639,271	9,205,771	735,581	735,581	9,941,352
当期変動額											
剰余金の配当						△41,250	△41,250	△41,250			△41,250
当期純利益						737,647	737,647	737,647			737,647
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）									△ 593,504	△ 593,504	△593,504
当期変動額合計						696,397	696,397	696,397	△ 593,504	△ 593,504	102,893
平成20年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,437,177	8,335,669	9,902,169	142,077	142,077	10,044,246

重要な会計方針

期 別	第 43 期	第 44 期
項 目	自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日	自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日
1. 有価証券の評価基準	その他有価証券	その他有価証券

有価証券報告書（内国投資信託）

及び評価方法	時価のあるもの	時価のあるもの								
	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法								
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 <table> <tr> <td>建物</td> <td>15 年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～6 年</td> </tr> </table> — (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づき償却しております。	建物	15 年	器具備品	4～6 年	(1) 有形固定資産 同 左 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 <table> <tr> <td>建物</td> <td>15 年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～6 年</td> </tr> </table> （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成19年4月1日以降取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更により、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ2,699千円減少しております。 （追加情報） 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。この結果、従来に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ394千円減少しております。 (2) 無形固定資産 同 左 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づき償却しております。	建物	15 年	器具備品	4～6 年
建物	15 年									
器具備品	4～6 年									
建物	15 年									
器具備品	4～6 年									

期 別	第 43 期	第 44 期
項 目	自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日	自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金

	売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。 (表示方法の変更) 前期までは役員退職給与引当金と表示しておりましたが、当期より役員退職慰労引当金と表示しております。 —	同 左 (2) 賞与引当金 同 左 (3) 退職給付引当金 同 左 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。 (5) 移転損失引当金 本社の移転に伴い、発生が見込まれる現状復帰費用・固定資産除却損等の合理的な見積額を計上しております。 同 左 同 左
4. リース取引の会計処理の方法	リース物件の所有権が借主に移転するものと認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

第 43期	第 44期
自 平成 18年 4月 1 日	自 平成 19年 4月 1 日
至 平成 19年 3月 31 日	至 平成 20年 3月 31 日

(1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、9,941,352千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	—
(2) 役員賞与に関する会計基準 当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）を適用しております。この結果、従来の方法と比較して営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ21,900千円減少しております。	—

注記事項

(貸借対照表関係)

第 43 期 (平成19年 3月31日現在)	第 44 期 (平成20年 3月31日現在)
*1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 27,241 千円 器具備品 58,010 千円	*1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 26,328 千円 器具備品 69,497 千円
*2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 5,616 千円	*2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 17,372 千円

(損益計算書関係)

第 43 期 自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日	第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日
*1. 役員報酬の範囲額 取締役 月額 15,000 千円 監査役 月額 3,000 千円	*1. 役員報酬の範囲額 取締役 月額 15,000 千円 監査役 月額 3,000 千円
*2. 関係会社との取引高 受取配当金 46,200 千円	*2. 関係会社との取引高 受取配当金 27,720 千円
*3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 — 千円	*3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 259 千円

器具備品	60 千円	器具備品	190 千円
—		*4. 移転損失には、移転損失引当金繰入額20,623千円及び既に終了した移転に係る支出額を計上しています。	

(株主資本等変動計算書関係)

第43期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

(1) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度 普通株式 825,000 株

当事業年度 普通株式 825,000 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成18年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成18年3月31日
効力発生日	平成18年6月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年6月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月26日
配当の原資	利益剰余金

第44期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度 普通株式 825,000 株

当事業年度 普通株式 825,000 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成19年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円

基準日

平成19年3月31日

効力発生日

平成19年6月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次

のとおり決議しております。

配当金の総額

41,250千円

1株当たり配当額

50円

基準日

平成20年3月31日

効力発生日

平成20年6月26日

配当の原資

利益剰余金

(リース取引関係)

第 43 期 自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日	第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																
<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>千円 13,929</td><td>千円 9,759</td><td>千円 4,170</td></tr></table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 13,929	千円 9,759	千円 4,170	<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>千円 10,221</td><td>千円 8,160</td><td>千円 2,061</td></tr></table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 10,221	千円 8,160	千円 2,061
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額														
器具備品	千円 13,929	千円 9,759	千円 4,170														
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額														
器具備品	千円 10,221	千円 8,160	千円 2,061														
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																
<table><tr><td>1年以内</td><td>2,189 千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>2,228 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,417 千円</td></tr></table>	1年以内	2,189 千円	1年超	2,228 千円	合計	4,417 千円	<table><tr><td>1年以内</td><td>1,348 千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>879 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,228 千円</td></tr></table>	1年以内	1,348 千円	1年超	879 千円	合計	2,228 千円				
1年以内	2,189 千円																
1年超	2,228 千円																
合計	4,417 千円																
1年以内	1,348 千円																
1年超	879 千円																
合計	2,228 千円																
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																
<table><tr><td>支払リース料</td><td>2,880 千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>2,639 千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>204 千円</td></tr></table>	支払リース料	2,880 千円	減価償却費相当額	2,639 千円	支払利息相当額	204 千円	<table><tr><td>支払リース料</td><td>2,231 千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>2,108 千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>122 千円</td></tr></table>	支払リース料	2,231 千円	減価償却費相当額	2,108 千円	支払利息相当額	122 千円				
支払リース料	2,880 千円																
減価償却費相当額	2,639 千円																
支払利息相当額	204 千円																
支払リース料	2,231 千円																
減価償却費相当額	2,108 千円																
支払利息相当額	122 千円																
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を	同 左																

零とする定額法によっております。	
（５）利息相当額の算定方法	（５）利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同 左
（６）減損損失について	（６）減損損失について
リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。	同 左

（有価証券関係）

第43期〈自平成18年4月1日 至平成19年3月31日〉

有 価 証 券

1. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
（１）株式	850,964	2,121,595	1,270,630
（２）債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
（３）その他	98	98	0
小計	851,062	2,121,693	1,270,630
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
（１）株式	—	—	—
（２）債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	705,074	703,890	△1,184
③その他	2,101,919	2,095,900	△6,019
（３）その他	200,310	183,631	△ 16,678
小計	3,007,304	2,983,421	△23,882
合計	3,858,366	5,105,114	1,246,748

2. 当会計年度中に売却したその他有価証券

売却額

260,316 千円

売却益の合計額

12,579 千円

売却損の合計額

8,586 千円

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式

812,697 千円

4. その他有価証券のうち満期があるもの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10 年 超 (千円)
①債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	500,670	203,220	—	—
その他	1,001,450	1,094,450	—	—
②その他	301	183,330	—	—
合 計	1,502,421	1,481,000	—	—

〈第44期〉自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

有 価 証 券

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	557,389	931,418	374,028
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	299,731	301,800	2,068
	③その他	893,835	896,100	2,264
	(3) その他	100,098	127,179	27,080
	小計	1,851,055	2,256,497	405,441
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	292,600	171,000	△121,600
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	201,025	200,900	△125
	③その他	500,189	499,760	△429
	(3) その他	187,836	145,358	△42,478
	小計	1,181,651	1,017,018	△164,633
	合計	3,032,706	3,273,515	240,808

(注) その他有価証券の投資信託（その他有価証券で時価のある投資信託）について51,930千円減損処理を行っております。

2. 当会計年度中に売却したその他有価証券

売却額

365,020 千円

売却益の合計額

147,817 千円

売却損の合計額

6,300 千円

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式

721,961 千円

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10 年 超 (千円)
①債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	200,900	301,800	—	—
その他	699,520	696,340	—	—
②その他	—	175,150	90,330	—
合 計	900,420	1,173,290	90,330	—

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

(退職給付関係)

〈第43期〉 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金 69,686 千円

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用 5,421 千円
 確定拠出年金への掛金拠出額 1,803 千円
 退職給付費用 7,224 千円

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

〈第44期〉 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金 76,203 千円

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用 6,516 千円
 確定拠出年金への掛金拠出額 2,336 千円
 退職給付費用 8,853 千円

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

(税効果会計関係)

第 43 期 自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日	第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 賞与引当金 32,800 千円 退職給付引当金 28,571 千円 役員退職給与引当金 10,180 千円 ゴルフ会員権評価損 1,230 千円 貸倒引当金 5,949 千円 その他有価証券評価差額金 9,791 千円 未払事業税 24,393 千円 未払費用 29,411 千円 その他 4,376 千円 繰延税金資産の合計 146,704 千円 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 520,958 千円 繰延税金負債の合計 520,958 千円 繰延税金負債の純額 374,253 千円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 賞与引当金 34,194 千円 退職給付引当金 31,243 千円 役員退職慰労引当金 11,939 千円 ゴルフ会員権評価損 1,230 千円 貸倒引当金 5,949 千円 その他有価証券評価差額金 67,499 千円 未払事業税 24,384 千円 未払広告宣伝費 26,732 千円 その他 34,410 千円 繰延税金資産の合計 237,582 千円 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 166,231 千円 繰延税金負債の合計 166,231 千円 繰延税金資産の純額 71,351 千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (単位：%) 法定実効税率 41.0 (調整)	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.6
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.7

(関連当事者との取引)

第43期〈自平成18年4月1日 至平成19年3月31日〉

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	—	出向 2名	当社ファンド [*] の募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	3,803,046	未払手数料	253,653
	岡三オンライン証券株式会社	東京都中央区	3,000,000	証券業	(所有) 直接5.26%	—	—	第三者割当増資の引き受け(注3)	150,000	—	—

- (注) 1.取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2.取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。
- 3.岡三オンライン証券株式会社の第三者割当増資を1株につき50,000円で当社が引き受けたものであります。

〈第44期〉自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	岡三ホールディングス株式会社	東京都中央区	18,589,682	持株会社	所有 直接0.89% 被所有 直接 19.81% 間接 46.08%	—	—	投資有価証券の売却 (注3)	199,430	—	—

(2)兄弟会社等

属性	会社等の名称 住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				

親会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	—	出向2名	当社ファンド [*] の募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	4,374,054	未払手数料	230,591
---------	----------	--------	-----------	-----	---	------	---------------------------	------------------	-----------	-------	---------

- (注) 1. 上記(1)～(2)の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。
3. 株式会社岡三経済研究所株式（簿価52,136千円）を売却したものであり、取引金額は独立した第三者の算定した価格を基に決定しております。

(1株当たり情報)

第 43 期		第 44 期	
自 平成 18年 4月 1 日		自 平成 19年 4月 1 日	
至 平成 19年 3月 31 日		至 平成 20年 3月 31 日	
1株当たり純資産額 12,050円 12銭		1株当たり純資産額 12,174円 84銭	
1株当たり当期純利益金額 747円 12銭		1株当たり当期純利益金額 894円 11銭	
1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。		1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。			
	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
当期純利益（千円）	616,375	737,647	
普通株主に帰属しない金額（千円） （うち利益処分による役員賞与金（千円））	— —	— —	
普通株式に係る当期純利益（千円）	616,375	737,647	
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000	825,000	
3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。			
	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)	
純資産の部の合計額（千円）	9,941,352	10,044,246	
純資産の部から控除する合計額（千円）	—	—	
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	9,941,352	10,044,246	
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	825,000	825,000	

(重要な後発事象)

〈第43期〉自平成18年4月1日 至平成19年3月31日

該当事項はありません。

〈第44期〉自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

（当社と岡三投資顧問株式会社との合併）

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

（1）結合当事企業の名称及び事業の内容

①結合企業

名称 岡三アセットマネジメント株式会社（当社）

平成20年4月1日付けて「日本投信委託株式会社」から社名変更いたしました。

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

②被結合企業

名称 岡三投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

（2）企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社とする吸収合併方式（会社法第796条第3項に定める簡易合併の規定により、株主総会決議を省略しております。）

（3）結合後企業の名称 岡三アセットマネジメント株式会社

（4）取引の目的を含む取引の概要

当社は成長著しい資産運用ビジネスの分野において資産運用会社としての総合力を強化し、高いレベルでの競争力を備えることによって運用力・商品提供力を一層強化することを目的として、平成20年4月1日をもって投資運用業、投資助言・代理業を営む「岡三投資顧問株式会社」を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）に基づき、共通支配下の取引として行っております。

3. 本合併に際しまして、平成20年3月31日現在の株主名簿に記載された「岡三投資顧問株式会社」の株主に対して総額660,348千円（普通株式1株当たり 金86,888円）の金銭を交付いたしました。本合併により承継した「岡三投資顧問株式会社」の資産の額は1,129,146千円、負債の額は141,069千円であり、当社の資本金、資本準備金の額に変動はありません。

中間貸借対照表

期 別	第45期中間会計期間末 (平成20年9月30日)		
	注記 番号	金 額	構成比
科 目			
(資 産 の 部)		千円	%

流動資産 現金及び預金 有価証券 未収委託者報酬 繰延税金資産 その他流動資産 流動資産合計 固定資産 有形固定資産 無形固定資産 投資その他の資産 投資有価証券 その他 貸倒引当金 固定資産合計 資産合計 （負債の部） 流動負債 預り金 未払金 未払収益分配金 未払償還金 未払手数料 未払事業所税 未払法人税等 賞与引当金 その他流動負債 流動負債合計 固定負債 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 繰延税金負債 固定負債合計 負債合計 （純資産の部） 株主資本 資本金 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 別途積立金 繰越利益剰余金 株主資本合計 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計 純資産合計 負債純資産合計	※ 1	6,689,999	
		660,913	
		645,490	
		77,269	
		41,605	
		8,115,278	71.7
		139,070	
		39,137	
		3,031,945	
		2,822,012	
		224,442	
		△ 14,510	
		3,210,153	28.3
		11,325,431	100.0
		7,056	
		331,981	
		168	
		23,713	
		307,470	
		628	
		84,392	
		78,874	
		147,985	
		650,290	5.7
		80,191	
		23,920	
		184,077	
		288,189	2.6
		938,479	8.3
		1,000,000	8.8
		566,500	5.0
		566,500	
		8,700,802	76.8
		179,830	
		8,520,972	
		5,718,662	
		2,802,310	
		10,267,302	90.7
		119,648	1.0
		119,648	1.0
		10,386,951	91.7
		11,325,431	100.0

中間損益計算書

期 別 科 目	第45期中間会計期間 自 平成 20年4月 1日 至 平成 20年9月30日		
	注記 番号	金 額	百分比
		千円	%
営業収益			
委託者報酬		4,729,017	
運用受託報酬		38,792	
営業収益計		4,767,810	100.0
営業費用		3,682,271	77.2
一般管理費		850,778	17.9
営業利益		234,760	4.9
営業外収益	※ 1	450,352	9.5
営業外費用		4,513	0.1
經常利益		680,600	14.3
税引前中間純利益		680,600	14.3
法人税、住民税及び事業税		78,733	1.7
法人税等調整額		195,483	4.1
中間純利益		406,383	8.5

中間株主資本等変動計算書

第45期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,437,177	8,335,669	9,902,169	142,077	142,077	10,044,246
中間会計期間中 の変動額											
剰余金の配当						△41,250	△41,250	△41,250			△41,250
中間純利益						406,383	406,383	406,383			406,383
株主資本以外の項目 の中間会計期間 中の変動額（純 額）									△22,428	△22,428	△22,428
中間会計期間中 の変動額合計						365,133	365,133	365,133	△22,428	△22,428	342,705
平成20年9月30日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,802,310	8,700,802	10,267,302	119,648	119,648	10,386,951

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

期 別	第45期中間会計期間 自 平成 20年4月 1日 至 平成 20年9月30日
項 目	

1. 資産の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの … 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、原則として総平均法により算定） 時価のないもの … 原則として総平均法による原価法ないし償却原価法（定額法）
2. 固定資産の減価償却方法	有形固定資産 定率法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 … 15年 器具備品 … 4 ～ 6年 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間期負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法により計算しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。
4. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項	のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。負ののれんについては、取得の実態に基づいた適切な期間で償却しております。
5. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、仮受消費税等と仮払消費税等は相殺し、その差額はその他流動資産に含めて表示しております。

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更）

第45期中間会計期間 自 平成 20年4月 1日 至 平成 20年9月30日

リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を当中間会計期間から適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響はありません。

注記事項**（中間貸借対照表関係）**

（※１）有形固定資産から控除した減価償却累計額は、78,692 千円 であります。

（中間損益計算書関係）**１．（※１）営業外収益の主要なもの**

有価証券利息	7,531 千円
受取配当金	42,429 千円
負ののれん償却額	389,225 千円

２．減価償却実施額

有形固定資産	18,404 千円
無形固定資産	6,042 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）**１．発行済株式に関する事項**

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期末
普通株式	825,000株	—	—	825,000株

２．配当に関する事項

平成20年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

（リース取引関係）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

（１）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

有形固定資産 （器具備品）	取得価額 相当額	減価償却累計額 相当額	中間期末残高 相当額
	3,145 千円	2,572 千円	573 千円

（２）未経過リース料中間期末残高相当額等

1 年内	488 千円
1 年超	124 千円

	合計	612 千円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
	支払リース料	666 千円
	減価償却費相当額	609 千円
	支払利息相当額	23 千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法		
	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
(5) 利息相当額の算定方法		
	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	
(6) 減損損失について		
	リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。	

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
(1) 株式	875,009	1,101,942	226,932
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	299,788	301,110	1,321
③その他	1,095,016	1,095,940	924
(3) その他	308,355	281,972	△26,382
合 計	2,578,171	2,780,964	202,794

2. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式 701,961 千円

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 株当たり純資産額	12,590円24銭
1 株当たり中間純利益金額	492円58銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載して
おりません。

1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
純資産の部の合計額（千円）	10,386,951
純資産の部から控除する合計額（千円）	—
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	10,386,951
1 株当たり純資産額の算定上に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	825,000
1 株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益金額（千円）	406,383
うち普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	406,383
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000

（企業結合等関係）

共通支配下の取引等関係

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

- （1）結合当事企業の名称及び事業の内容

- ①結合企業

名称 岡三アセットマネジメント株式会社（当社）

平成20年4月1日付けで「日本投信委託株式会社」から社名変更いたしました。

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

- ②被結合企業

名称 岡三投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

- （2）企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式（会社法第796条第3項に定める簡易合併の規定により、株主総会決議を省略しております。）

- （3）結合後企業の名称 岡三アセットマネジメント株式会社

- （4）取引の目的を含む取引の概要

当社は成長著しい資産運用ビジネスの分野において資産運用会社としての総合力を強化し、高いレベルでの競争力を備えることによって運用力・商品提供力を一層強化することを目的として、平成20年4月1日をもって投資運用業、投資助言・代理業を営む「岡三投資顧問株式会社」を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理し、当該取引により負ののれんを389,225千円計上しています。当該負ののれんは全額償却しています。

3. 本合併に際しまして、平成20年3月31日現在の株主名簿に記載された「岡三投資顧問株式会社」の株主に対して総額660,348千円（普通株式1株当たり 金86,888円）の金銭を交付いたしました。なお、当社が保有していた消滅会社の株式の簿価は20,000千円です。本合併により承継した「岡三投資顧問株式会社」の資産の額は1,123,631千円、負債の額は54,057千円であり、当社の資本金、資本準備金の額に変動はありません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社は、平成20年4月1日に、岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「日本投信委託株式会社」から「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更しました。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

りそな信託銀行株式会社

ただし、関係当局の許認可等を前提に、平成21年4月1日付でりそな銀行と合併し、りそな銀行となる予定です。

① 資本金の額

平成20年3月末日現在、10,000百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」

名称	資本金の額（百万円） 平成20年3月末日現在	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	4,000	
香川証券株式会社	555	
丸福証券株式会社	852	

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 信託財産の保管、管理及び計算
- ② 委託会社の指図に基づく信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 受益権の募集の取扱い
- ② 収益分配金の再投資
- ③ 償還金及び解約金の支払いの取扱い
- ④ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い
- ⑤ 解約請求の受付

3【資本関係】

岡三証券株式会社は、委託会社の株式を19,000株（持株比率2.30%）保有しています。

香川証券株式会社は、委託会社の株式を550株（持株比率0.07%）保有しています。

丸福証券株式会社は、委託会社の株式を40,150株（持株比率4.86%）保有しています。

委託会社は、岡三オンライン証券株式会社の株式を3,000株（持株比率2.14%）保有しています。

委託会社は、香川証券株式会社の株式を30,000株（持株比率0.68%）保有しています。

委託会社は、丸福証券株式会社の株式を440,000株（持株比率6.29%）保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る以下の金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を
関東財務局長宛に提出しております。

平成20年 6月 5日 臨時報告書

平成20年 8月22日 第20特定期間 有価証券報告書、有価証券届出書

平成20年 9月 3日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年1月9日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 宮澤正則 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」の平成20年6月1日から平成20年11月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」の平成20年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月12日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野定夫 ㊞

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川正文 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

"

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月9日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野定夫 ㊞

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川正文 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第45期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年7月4日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 宮澤正則 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」の平成19年12月1日から平成20年5月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」の平成20年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月25日

日本投信委託株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 鈴木基仁 ⑩

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川正文 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日本投信委託株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本投信委託株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。